

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年7月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900050号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1900025号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年7月1日から同年6月21日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成25年6月21日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月21日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年6月21日から同年7月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成25年7月1日とされているが、同年6月21日付で同社の社員になったので、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、A社を合併したB社から提出された請求者の請求期間当時のタイムカード及び社員マスターリスト並びに請求者から提出された雇用契約書及び給与明細書により、請求者は請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、B社は、平成25年6月21日から同年7月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、日本年金機構から提出された請求者の資格取得届における資格取得年月日が「平成25年7月1日」と記載されていることから、事業主から同日を資格取得年月日とする資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。